

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月8日

広島市長

提出者

住所

広島市中区3番13号

氏名

医療法人社団 曙会 シムラ病院
理事長 池尻 佑美

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

082-294-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団曙会 シムラ病院
事業場の所在地	広島市中区舟入町3番13号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：116床
③従業員数	244名（令和6年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→保管・運搬→最終処分（工程はすべて委託）

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

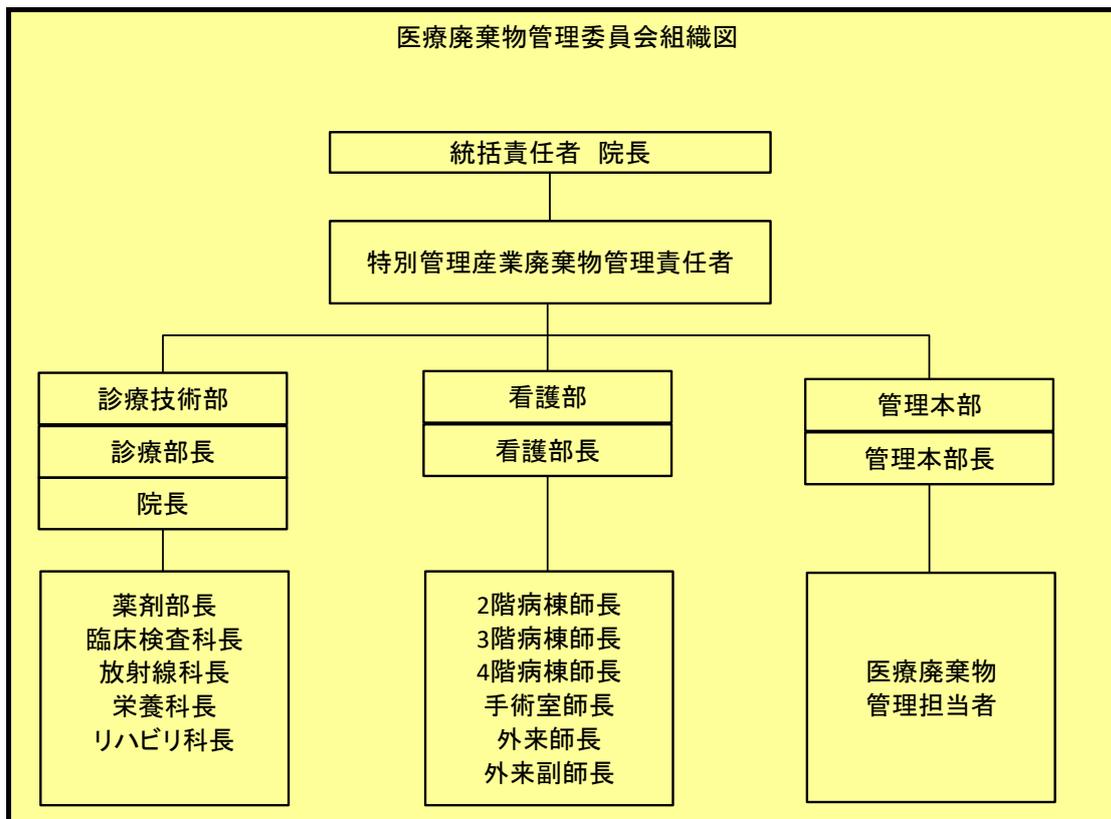
特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	81.024	81.024									81.024	81.024	81.024	81.024							
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉱さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油(金属を含むもの)																				
	汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	81.024	81.024	0	0	0	0	0	0	0	0	81.024	81.024	81.024	81.024	0	0	0	0	0	0	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性廃棄物に関しては、専用容器エコペールに入れて収集・保管しており容器内が7.8割程度になるまで回収しないようにして、排出の抑制に取り組んでいる。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>年度初めに新入職員向けに廃棄物の分別方法等に関する講習会を行なっている。 また、各部署に廃棄物の分別方法のフローチャート図を配布し分別の徹底を図っている。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>同上</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>委託業者には、週2回(月曜日・木曜日)に感染性廃棄物の回収・処分を実施していただいている。 ※祝日などに指定日が重なった場合は、曜日の変更あり</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>現状通り、委託業者と連携をとりながら廃棄を進めていく。 改善すべき点があれば、その都度、改善していく。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>81.024 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>現状通り、電子マニフェストを活用し、感染性廃棄物の管理を行なっていく。</p>